

東山御文庫十一冊本『類聚三代格』について

鹿内浩胤

はじめに

日本古代の法制史料の中で『類聚三代格』の史料学的研究は『令義解』・

『令集解』等と共に比較的進んでおり、主要な写本や幕末に刊行された印本（弘化刻本・嘉永追刻本）等の諸本の性格もかなり明らかになって来ている。⁽¹⁾

古写本の中では宮内庁侍従職の管理する東山御文庫に伝来した巻五・十二の二巻（現状は各巻を分巻して四軸）を残す金沢文庫旧蔵本が江戸時代に流布した金沢文庫本系統の写本の祖本としてよく知られているが、これは平成元年（一九九〇）六月に今上天皇及び皇太后（香淳皇后）から国に寄贈された六千余点の旧御物の中に含まれ、現在は国有財産として宮内庁三の丸尚蔵館の所蔵となっている。⁽²⁾

ところで、東山御文庫にもう一種、十一冊本の『類聚三代格』の写本が伝存していることはあまり知られていない。⁽³⁾従来金沢文庫旧蔵本を東山御文庫本と称して来たので、それとの混同を避けるために本稿ではこの写本を東山御文庫十一冊本（以下、東山十一冊本と略記）と呼ぶことにするが、調査の結果、これが『類聚三代格』の写本系統の中で重要な位置を占めるものであ

ることが判明したため、ここに紹介させていただくことにする。

一 東山十一冊本の書誌と伝来

本章では、東山十一冊本の書誌について確認し、さらにその伝来の過程を明らかにする。

東山十一冊本は袋綴装で、美濃判（縦二八・八cm、横二〇・五cm）。全冊薄緑色の表紙を付け、前表紙中央に靈元天皇（六五〇―一七三三）の宸筆で「類聚三代格」から「類聚三代格廿」という外題が打付け書きされている。十一冊は以下のA・Bに二分される。

A 金沢文庫本系統（十二巻本）の六冊（巻一・三・五・七・八・十二）

半丁十行、一行十四〜十六字。

B 前田家本系統の五冊（巻四・十四・十五・十六・二十）⁽⁴⁾

半丁十行、一行十八〜二十三字。

しかし、全十一冊中、Aの巻一とBの巻十五が同筆、Aの巻三・十二とBの巻四が同筆、Aの巻五とBの巻十六・二十が同筆であることから、AとBは別々の機会に作成されて後に取り合わされたものではなく、両者は親本を

異にするものの同時期に一括して作成された写本と見るべきである。

さて、東山十一冊本は現在勅封第二十四番の桐合箱（一合）に納められている。箱身張紙に「律令格式／卅六」〔／〕は改行を示す。以下同様）、箱蓋裏張紙に「律令格式」と記されており、現在この箱に納められているのは以下の七件である。

一「御入記目録」（三種）

1「御入記目録」（勅封二四―一―一）

靈元天皇宸筆。一綴（二枚）。この箱に収められた典籍の目録。記されているのは、「律」（二冊）、「令集解」（三十四冊）、「類聚三代格」（十一冊）、「内裏式」（三冊）、「内裏儀式」（一冊）、「儀式」（二冊）、「新儀式」（二冊）の七件。

2「御本新加目録」（勅封二四―一―二）

桜町天皇（二七〇―二七五）宸筆。一通（一枚）。内容は以下の通り。

「類聚三代格」 五一卷

同 十二 一一

右新加

3「御本不足目録」（勅封二四―一―三）

桜町天皇宸筆。一通（一枚）。延享三年（七四六）八月二十八日付。「類聚三代格」の第二・六・九・十・十一・十三・十七・十八・十九の「九冊脱歟」と記し、また「令集解」四十冊「不足」とする。

附「令集解目録」（以上の三種に添えられたもの）

宝永元年（二七四）十月六日付東園基長（二六五―二七六）筆の「令集解三拾四冊／右有御前」という一紙に享保五年（二七〇）六月二十四日に

樟腦入替をした際も『令集解』三十四冊は箱の中にないと記した張紙を付したものを。

二「類聚三代格」（勅封二四―一―一―二）

靈元天皇外題。十二冊。

三「律」（勅封二四―一―一―三）

靈元天皇外題。二冊。各冊後表紙見返しに「明曆」印（後西天皇〔二六七―二六五〕の蔵書印）あり。

四「内裏式」（勅封二四―一―一―四）

靈元天皇外題。三冊。

五「内裏儀式」（勅封二四―一―五）

後西天皇外題。一冊。

六「儀式」（勅封二四―一―一―六）

靈元天皇外題。二冊。

七「新儀式」（勅封二四―一―一―七）

後西天皇外題。二冊。

「類聚三代格」から「新儀式」までの典籍はいずれも江戸前期書写と思われる冊子本⁵⁾で、現在この箱に古写本は収められていない。

本稿のテーマである東山十一冊本「類聚三代格」を収めるこの「律令格式」の箱の来歴を、主として東山御文庫本の各種書籍目録によってここで確認しておく。

①「葉室頼業日記」⁶⁾（自筆本、宮内庁書陵部所蔵）寛文六年（二六六）三月二十四日条所載の「禁裏贈進本目録」

万治四年（二六二）正月十五日の内裏炎上直前までに後西天皇が作成した

禁裏文庫及び一部他家文庫所蔵の書籍の副本（新写本）が、この日と翌日に計七十箱後西上皇（寛文三年〔二六三〕讓位）から靈元天皇へ進められた⁽⁷⁾。その時の贈進本の目録に「三代格」⁽⁸⁾「同」が見え、これが現在の「律令格式」の箱につながるものであると思われる。ただし、この目録はそれぞれの箱の表題を示すだけで、箱の中身の具体的書名は書かれていない。

② 『御入記目録』（勅封一四一—一、一綴〔二枚〕）

靈元天皇が寛文六年（二六六）に後西上皇から書籍を贈られて以後、貞享四年（二八七）に東山天皇（二七五—二七九）へ讓位するまでの間に、天皇自身が箱の中身の書目を書き留めたもので、おそらくは後西上皇による贈進当初の箱の内容を示すものと思われる。内容は既述の通り。

③ 『御文庫記録目録』（勅封五九—三—一—一四、四冊）

中御門天皇（二七〇—二七七）外題。甲・乙冊は近衛家久（二六七—二七七）筆。丙・丁冊及び甲冊の補入部分は中御門天皇宸筆。一七二〇年代後半から一七三〇年代前半の禁裏文庫の内容を示すもの。「律令格式」の箱（この箱が「律令格式」という名称で呼ばれているのは当目録からである）は甲冊に記載されているが、その内容は②と変わらず、記載の仕方もほぼ同様である。宝永元年（二七四）さらには享保五年（二七三）の段階で箱の中にないとされていた『令集解』が入っているが、これは同書がこの時箱に戻されていたと考えるよりは、②をそのまま書写したものと見るべきだろう。この十年ほど後の目録である④でも『令集解』は箱の中にないからである。

④ 『禁裏御蔵書目録』（勅封一七四—一—二五、一冊）

靈元天皇が貞享四年（二六七）に東山天皇へ讓位した前後の内容を示す目録に、元文四年（二七九）頃まで収書したものを「新加」として加え、桜町

天皇在位中（二七五—二七九）に作られた目録⁽¹⁰⁾。「律令格式 一合」の箱は②・③の内容を踏襲しつつも、『令集解』については「令集解／右四十冊不足」と記し、『類聚三代格』の部分の終わりには「⁽¹¹⁾第二第六第九第十第十一第十三第十七第十八第十九冊不足」とあり、さらに「古筆」の『類聚三代格』巻五・十二の二巻（金沢文庫旧蔵本）が「新加」として新たに加えられている。②の『御入記目録』の記載を前記の『御本新加目録』と『御本不足目録』によって改訂したのと言えり。

⑤ 『御記目録』（勅封一七九—九—一—三、『表御文庫御目録』（七冊）の内）

嘉永三年（二八五）の表御文庫の目録。ただし、それぞれの箱の表題を示すだけで、箱の中身の具体的書名は書かれていない。「一律令格式 一合」の記載がある。

⑥ 『広庭東ノ部合印御書類目録』（『京都御文庫取調諸記』（『東京大学史料編纂所所蔵、一冊、請求番号 RS 四一〇—一—二三〕の内）

明治五年（二七三）九月の京都御所の各文庫に所蔵される箱内容を示す目録⁽¹¹⁾。ただし、それぞれの箱の表題を示すだけで、箱の中身の具体的書名は書かれていない。「合卅六／律令格式」⁽¹²⁾の記載がある。「卅六」という番号はこの年に式部頭坊城俊政（二八六—二八八）によって行われた調査で付けられたものと思われ、現在「律令格式／卅六」とある箱身張紙の番号と一致する。

⑦ 『京都御所東山御文庫書類目録』（『東京大学史料編纂所所蔵、六冊、請求番号 RS 四一〇—一—二一〕

明治三十三年（二九〇）以前に作成された現在の東山御文庫の勅封番号一番から一〇〇番までの箱の目録で、明治三十五年（二九三）に始まる文科大

学史料編纂掛（東京大学学史料編纂所の前身）による調査等に使われたもの¹³。第二冊に「二十四番^{合箱類聚三代格其他}」として箱の中身の書名が列記されているが、④と比較すると「新加」の『類聚三代格』巻五・十二の二巻（金沢文庫旧蔵本）が見えない以外は同じである。

⑧『東山御文庫勅封御物目録』（宮内庁書陵部所蔵、五冊、函架番号 明・六二一）

大正十三年（一九二四）三月、侍従職本を臨時帝室編修局が書写したものである。同年に整理事業が開始される前の大正期の東山御文庫の状態を示す目録。第一冊に「第貳拾四番 合箱（律令格式）」として箱の中身の書名が列記されているが、その内容は⑦と同じである¹⁴。

⑨『東山御文庫目録』（二〇六冊）

大正十三年（一九二四）から昭和二年（一九一七）にかけて臨時東山御文庫取調掛によって行われた調査・整理の際に作られた目録。「勅封第二十四番」とあり、⑦・⑧の箱番号を継承している。内容は⑦・⑧と同じで、以後この目録の内容のまま現在に至っている。

以上の経過をまとめると、概ね以下のようなだろう。東山十一冊本「類聚三代格」を収める「律令格式」の箱は、寛文六年（一六六六）以後西上皇から靈元天皇に贈られた新写本を収めたものの一つで（①）、以後禁裏文庫に伝来して現在に至った（②）⑨。その間、当初箱に収められていた冊子本の『令集解』が御前に差し出されたまま戻らず（②）に添えられた『令集解目録』、十八世紀前半頃に「新加」として「古筆」の『類聚三代格』巻五・十二の二巻（金沢文庫旧蔵本）が加えられ（④）、それがまた明治三十三年（一九〇〇）以前に除かれる（⑦）ということはある¹⁵が、他の書目に関しては

変化なく今に伝えられた。箱には明治五年（一八七二）の調査で「卅六」という番号が与えられたが（⑥）、明治三十三年（一九〇〇）以前に「二十四」に変更され¹⁶（⑦）、その番号のまま現在に至っている（⑧・⑨）。

二 写本系統の検討

本章では、東山十一冊本をそれと冊数が同じで全冊の体裁・内容共に酷似する鈴鹿文庫本（大和文華館所蔵、十一冊、函架番号 鈴鹿文庫・七三〇―七四〇）や他の『類聚三代格』の善本とされている写本と比較することで、東山十一冊本の写本系統上での位置付けを試みる。

1 鈴鹿文庫本の書誌

本節では、東山十一冊本に酷似する鈴鹿文庫本の書誌¹⁷について確認する¹⁸。鈴鹿文庫本は袋綴装で、美濃判（縦二八・三cm、横二〇・四cm）。書風から江戸前・中期頃の書写と思われる¹⁹。全冊薄茶色の表紙を付け、前表紙の左上に角張った同一の筆跡（筆跡 α と称する。後述する鈴鹿連胤〔一七五五―一七五七〕の筆跡とは異なるようである）で「類聚三代格 一」から「類聚三代格 二十」という外題が打付け書きされている。巻十四と巻二十の前表紙の右上にそれぞれ「此第十四巻与_二前第八巻_一同／恐重本後人誤 失_二卷次_一」²⁰、「此第二十巻与_二前第十二巻_一同／恐重本後人誤 失_二卷次_一」²¹と書き入れがある。二つの書き入れの筆跡は同じだが、本文・外題とは異筆（これも鈴鹿連胤の筆跡とは異なる）である。前表紙見返し・後表紙見返しの料紙は本文のそれより新しく、外題の筆跡 α は次節で述べるように本文への追

記の筆跡であることも考え合わせると、現在の表紙は書写当初のものではない可能性が高い。

全冊の前表紙見返しに「尚聚舎藏」という鈴鹿連胤の蔵書印（朱印）が捺されており、彼の旧蔵本であったことが知られる。⁽²⁰⁾ 連胤以後は同族の鈴鹿義一氏、近畿日本鉄道編纂室を経て、昭和三十六年（一九六二）に大和文華館の所蔵となった。⁽²¹⁾ 一方、連胤以前は、印本の識語（巻二下・四・十五下）・註記（巻八下・十二下）に「吉田神人齊部親成所得而同社鈴鹿氏所蔵古本」（巻一下）などあり、連胤と同じ吉田神社の関係者であった齋部親成なる人物の所蔵であつたらしい。しかし、親成についての詳細や彼以前の所蔵者については現時点では明らかにできなかった。⁽²²⁾

各冊の本文は一筆で写されており、巻五と巻八、巻十五と巻十六がそれぞれ同筆である。十一冊は東山十一冊本と同様に以下のA・Bに二分される。

A 金沢文庫本系統（十二巻本）の六冊（巻一・三・五・七・八・十二）

半丁十行、一行十四〜十六字。

B 前田家本系統の五冊（巻四・十四・十五・十六・二十）

半丁十行、一行十八〜二十三字。

なお、当本は旧輯国史大系（『国史大系 第十二巻 令義解・類聚三代格・類聚符宣抄・続左丞抄』経済雑誌社、一九〇〇年）では「鈴鹿氏所蔵写本」として対校本の一つとされており、新訂増補国史大系（『新訂増補国史大系 第二十五巻 類聚三代格・弘仁格抄』国史大系刊行会、一九三六年）でも「旧輯国史大系本所引鈴鹿氏所蔵本」として校勘に用いられている。

次節以降の検討で、この酷似する東山十一冊本と鈴鹿文庫本との関係も明らかにしたい。

2 金沢文庫本系統（十二巻本）の六冊について

本節では、Aの金沢文庫本系統（十二巻本）の六冊（巻一・三・五・七・八・十二）の検討を行う。

東山十一冊本（東本と略記）・鈴鹿文庫本（鈴本と略記）と金沢文庫旧蔵本（金沢文庫本系統の祖本、宮内庁三の丸尚蔵館所蔵、二巻（四軸）、巻五・十二、鎌倉写、金本と略記）・水谷川家本（金沢文庫旧蔵本の忠実な転写本、天理大学附属天理図書館所蔵、六冊、巻一・三・五・七・八・十二、江戸初期写、水本と略記）⁽²³⁾・鷹司家本（金沢文庫旧蔵本の忠実な転写本、内庁書陵部所蔵、六冊、巻一・三・五・七・八・十二、江戸中期写、鷹本と略記）の本文・頭書・傍書・傍訓・奥書等を比較した結果、以下の諸点が明らかになった。

体裁 一行十四〜十六字は五本共通であり、金本の失われた四巻（巻一・三・七・八）も同様だったと思われる。冊子本の四本のうち、水本・東本・鈴本は半丁十行、鷹本は半丁九行である。

本文・頭書・傍書・傍訓 金本と水本・鷹本の本文・頭書・傍書・傍訓等を比較すると、鷹本・水本はいずれも金本の忠実な転写本であることが確認できるが、写本としての忠実度は水本の方が高い。⁽²⁵⁾

東本・鈴本は金本（金本の残っていない四巻は水本・鷹本による）の本文をかなり忠実に写しているが、わずかに脱行・脱字・誤写があり、その部分は東本と鈴本は全て一致している。ただし、東本が正しく写しているのに鈴本がそこを誤写している箇所がある。一方、鈴本が正しく写しているのに東本がそこを誤写しているという箇所はない。また、東本・鈴本は水本・鷹本

と同様に流布本系統の諸本に見られる誤脱がない。⁽²⁶⁾

水本の本文の脱行箇所⁽²⁷⁾(鷹本は脱行なし)が東本・鈴本では落ちていないし、鷹本の本文の脱行箇所⁽²⁸⁾(水本は脱行なし)も東本・鈴本では落ちていない。

本文・頭書・傍書・傍訓等で水本と鷹本が異なっている箇所では、東本・鈴本は鷹本と同じ場合が多いが、少ないながら水本と同じ場合もある。

金本・水本・鷹本にある頭書・傍書・傍訓のうち、東本・鈴本が落としているものがある。東本が落としているものは鈴本も例外なく落としているが(ただし、鈴本が本文と別筆〔筆跡 α で朱書〕で補っているものはある。また鈴本には筆跡 α による異本注記〔朱書〕があり、これも東本には見えないものである)、鈴本が写しているのに東本は落としているという箇所はない。

鈴本の巻一・三には本文や筆跡 α とは別筆(筆跡 β と称する。鈴鹿連胤の筆跡とは異なる)で本文中の疑問な文字に置き換えるべき文字を頭書(墨書)している箇所があるが、この頭書は水本・鷹本・東本にはない。

龜頭標目 龜頭標目は金本・水本・鷹本の全巻にあるが、東本は巻七の後半部分しかそれを写していない。鈴本は東本の写している部分の龜頭標目のみ本文と同筆で、それ以外の部分は筆跡 α (朱書)でそれを書き込んでいる。訓点 訓点は金本・水本・鷹本の全巻にあるが、東本・鈴本は各巻共そのごく一部しか写していない。

印文 金本の巻五上・十二上の巻首と巻五下・十二下の巻尾には「金澤文庫」の重郭長方墨印が捺されており、鷹本は全巻(巻一・三・五・七・八・十二)の巻首・巻尾に「金澤文庫」の印文を写しているが(巻八の巻尾の「金澤文庫」には「印」の傍書もある)、水本・東本・鈴本はそれを写してい

ない。

奥書 奥書の体裁・文言等については以下の通り。

巻一…水本・鷹本・東本・鈴本の四本、体裁・文言共に同一。

巻三…水本・鷹本・東本・鈴本の四本の文言は同一。鷹本のみ一箇所改行位置が異なる。「越州刺史平」の下に鷹本は「判」と記し、鈴本は筆跡 α (朱書)で「在判」と追記する。

巻五…金本と水本・東本・鈴本は金本の北条実時(三三〇―三三六)の花押を三本が写さない他は体裁・文言共に同一。鷹本はこれらと一箇所改行位置が異なり、金本の花押の部分に「判」と記す。

巻七…水本・鷹本に同一の奥書があるが、東本・鈴本にはない。

巻八…水本・鷹本にほぼ同一の奥書があるが、一箇所改行位置が異なり、水本が「右衛門少尉」とする部分を鷹本は「右衛門小尉」とする。

また、「越州刺史平」の下に鷹本は「判」と記すが、水本は何も書かない。東本・鈴本には奥書なし。

巻十二…金本に元々奥書がなく、水本・鷹本・東本・鈴本の四本にも奥書はない。

附箋 東本の巻一、「神封物并租地子事」の篇目の箇所に「奥書云神封物事」として「神宮式云」以下の文章(『延喜式』巻四・伊勢大神宮69封戸条の引用)を記した本文と同筆の附箋が貼り付けられており(図版13の1参照)、この附箋は鈴本にもあるが(鈴本の附箋も本文と同筆。図版13の2参照)、水本・鷹本にはない。

鈴本の巻一、和銅四年(七二二)四月二十日付詔(祭并幣事)の部分の後に「續日本紀云」以下の文章(『続日本紀』和銅四年(七二二)四月乙未(二十日))

条の引用)を記した筆跡 β (墨書)の附箋が貼り付けられているが、これは水本・鷹本・東本にない。

差紙 - 東本の巻一、「督_三課諸祝_二掃_三修神社_二事」の事書を持つ宝龜八年(七七)三月十日付太政官符(神祇事)の箇所に「裏書曰神祇事」として「令云」以下の文章(「令義解」神祇令篇目・1天神地祇条からの引用)を記した本文と同筆の差紙が挿まれているが、これは水本・鷹本・鈴本にはない。⁽²⁹⁾

東本の巻三、「定_二僧綱并十五大寺三綱法華寺鎮等從僧并可_レ充_二童子食_一事」の事書を持つ延暦十七年(七九)六月十四日付太政官符(僧綱員位階并僧位階事)の箇所に「ウラカキ」として「本草新注云」以下の文章を記した本文と異筆の差紙が挿まれているが、これは水本・鷹本・鈴本にはない。この差紙は前のものとは異なり、挿まれている箇所の本文と内容的に関連はなく、本文とも異筆であることから、他の史料に挿まれていた紙片が何らかの理由でここに紛れ込んだものと思われる。

鈴本の巻八の巻末に「応_レ以_二鑄錢司返抄_一勘_二會稅帳採銅料物數_一事」の事書を持つ寛平元年(八九)十月二十一日付太政官符(巻七、諸使并公文事)を記した一紙が挿み込まれているが、水本・鷹本・東本には挿まれていない。この一紙の筆跡は鈴本のいずれの巻のものとも異なるようであり(ただし筆跡 α (朱書)による補筆・傍書あり)、おそらくは写本作成後に巻八には「鑄錢事」という項目があることから、それとの関連でこの巻七所収の鑄錢司関係の太政官符を記した一紙を作成して挿み込んだものと思われる。

以上の所見から、Aの金沢文庫本系統(十二巻本)の六冊(巻一・三・五・七・八・十二)の部分の写本系統に関して、以下の二点を確認することができる。

I 鈴本は東本の忠実な転写本(若干の誤写・脱字あり)であり、その書写の後、各冊に筆跡 α (朱書)による他本を参照しての補訂(異本注記を含む)、巻一・三に筆跡 β (墨書)による校異の頭書の書き入れ・附箋の貼付(これは巻一のみ)等が行われた。なお、巻一の「裏書曰神祇事」の差紙が写されていないのは、鈴本の書写の際に東本に挿み込まれていなかったからだと一応考えておくが、鈴本が附箋は書写しても差紙は書写しないという方針だった可能性もある。

II 東本は金本(金本の残っていない四巻は水本・鷹本による)の比較的忠実な転写本であり、流布本系統ではない。ただし、水本・鷹本にある籠頭標目の多くや巻七・八の奥書を写しておらず、金本の直接の転写本とは思われない。金本の忠実な転写本である水本・鷹本にない附箋と差紙が東本の巻一に存在すること、東本は水本とも鷹本とも異なる箇所があることなどから、金本と東本の間には未知の一本が介在していると考えざるべきである。なお、金本と水本・鷹本を比較した結果から、水本は金本の直接の転写本と見て良いと思われるが、⁽³¹⁾水本より若干忠実度の劣る鷹本は金本との間に一本介在している可能性が高い。⁽³²⁾

3 前田家本系統の五冊について

本節では、Bの前田家本系統の五冊(巻四・十四・十五・十六・二十)の検討を行う。

東山十一冊本(東本と略記)・鈴鹿文庫本(鈴本と略記)と前田家本(前田家本系統の祖本、前田育徳会尊経閣文庫所蔵、二十巻及び重複・残簡一卷、室町写、⁽³³⁾前本と略記)の本文・頭書・傍書・傍訓等を比較した結果、以下の

諸点が明らかになった。

体裁 一行十八〜二十三字は三本共通で、冊子本の東本・鈴本はいずれも半丁十行である。

本文・頭書・傍書・傍訓 東本・鈴本は前本の本文をかなり忠実に写しているが、わずかに脱字・誤写・文字送りの相違(一〜二字)があり、その部分は東本と鈴本は全て一致している。ただし、東本が正しく写しているのに鈴本がそこを誤写している箇所がある。一方、鈴本が正しく写しているのに東本がそこを誤写しているという箇所はない。

前本にある頭書・傍書・傍訓のうち、東本・鈴本が落としているものがある。東本が落としているものは鈴本も例外なく落としているが、鈴本が写しているのに東本は落としているという箇所はない。なお、巻二十だけは前本の朱の傍書・傍訓を東本・鈴本は写していない。

前本の破損箇所を東本・鈴本は模して写しているが、前本の破損が今より進んでいない時点で写されたらしく、現在の前本の破損箇所が東本・鈴本では文字の残っている部分がある。³⁴⁾

鈴本の巻四にAグループの同本に見られた筆跡αによる『類聚国史』や『日本三代実録』との校異を示した頭書・傍書(いずれも墨書)、本文の破損部分への文字の補入(朱書)があるが、これらは前本・東本には見られない。鰐頭標目 鰐頭標目は前本の巻四(内題の巻序(二十卷本))。以下同様)以外の四巻にあるが、東本・鈴本はそれを写している。ただし、東本が正しく前本の鰐頭標目を写しているのに鈴本がそれを落したり誤ったりしている箇所がある。一方、鈴本が正しく写しているのに東本がそれを落したり誤ったりしているという箇所はない。

訓点 訓点は前本の各巻にあるが、東本・鈴本は巻二十を除いてそれを写している。

奥書 前本の巻四・十四(内題・奥題の巻序(二十卷本))・十五(内題・奥題・附箋の巻序(二十卷本))・十六(同上)・二十(内題・奥題の巻序(二十卷本))に奥書はなく、東本・鈴本にも奥書はない。

附箋 鈴本の巻四、「応改_ニ試花嚴宗年分度者論疏_ニ事」の事書を持つ仁寿元年(八五)五月二十一日付太政官符(年分度者事)の部分に「此符考_ニ文徳實録_ニ無_ニ此符_ニ」という筆跡α(朱書)の附箋が貼り付けられているが(図版14の2参照)、これは前本・東本(図版14の1参照)にない。

差紙 東本の巻四、「応令_レ廻心受戒僧進_ニ印験_ニ預_レ戒事」の事書を持つ貞観十六年(八七)四月十五日付太政官符(年分度者事)の部分に「少副一人掌同_ニ大副_ニ大祐一人/右十二字大文字_ニカクヘシ」と記した本文と異筆の差紙が挿み込まれているが、これは前本・鈴本には見られない。この差紙は養老職員令1神祇官条の一部に関するものと思われるが、挿み込まれている箇所の本文と内容的に関連はなく、本文とも異筆であることから、他の史料に挿み込まれていた紙片が何らかの理由でここに紛れ込んだものと見られる。

落丁 東本の巻十五、「応載_ニ年終帳要劇并番上田_ニ事」の事書を持つ寛平元年(八六)十二月二十五日付太政官符(諸司田事)の後半から「応給_ニ田諸司要劇_ニ下_ニ符勘解由使_ニ事」の事書を持つ寛平八年(八六)九月五日付太政官符(同上)を挟んで「応准_ニ要劇_ニ下_ニ符勘解由使_ニ給_ニ田諸司番上粮事」の事書を持つ寛平八年(八六)十月十三日付太政官符(同上)の前半までのちょうど一丁分が鈴本では落ちていた。書写の段階で一丁分飛ばして写してしまったか、鈴本の伝来の過程で一丁落ちてしまったかのいずれかであろう。印

本の巻十五は鈴本を底本としているが、やはりこの部分は落ちている。

以上の所見から、Bの前田家本系統の五冊（巻四・十四・十五・十六・二十）の部分の写本系統に関して、以下の二点を確認することができる。

i 鈴本は東本の忠実な転写本（若干の誤写・脱字あり）であり、その書写の後、巻四に筆跡 α による校異の書き入れ（墨書）・破損部分への文字の補入（朱書）・附箋（朱書）の貼付等が行われた。

ii 巻二十の朱の傍書・傍訓や訓点を除いて東本は前本を忠実に写しており、東本は前本の直接の転写本と見て良いと思われる。

三 東山十一冊本の作成事情

本章では、東山十一冊本の作成事情について、現時点までに判明したことを述べる。

A 金沢文庫本系統（十二巻本）の六冊（巻一・三・五・七・八・十二）

まず、Aグループの東山十一冊本（六冊）の直接の親本について考える前に、祖本である金沢文庫旧蔵本について本稿にとって必要な事項を確認しておく。

金沢文庫旧蔵本六巻（巻一・三・五・七・八・十二）は文禄二年（一五九三）四月十三日に時の関白豊臣秀次（一五六一―一五五五）から「禁中」（後陽成天皇（一五七〇―一六二七））に献上された⁽³⁶⁾。慶長十九年（一六二四）から翌年にかけて徳川家康（一五九二―一六五八）が行ったいわゆる慶長写本の作成事業の際には、「仙洞」（後陽成上皇）から「類聚三代格六巻」を書写するために借り出しており、これは金沢文庫旧蔵本だったと考えられている⁽³⁸⁾。そして、元和三年（一六二七）

に後陽成上皇が亡くなり、後水尾天皇（一五九六―一六〇〇）が上皇の「書籍・古物・道具」を禁中に移した際に当本も移されたものと思われ⁽³⁹⁾、以後禁裏文庫に伝えられたと見られる。

菊亭（今出川）家旧蔵『禁裡御蔵書目録』（大東急記念文庫所蔵、二冊「もと二冊」）は慶安二年（一六四九）に作成され、翌年・翌々年にかけて補筆されたもので、後水尾天皇の収書を中心とした禁裏文庫所蔵書籍の具体的な状況を示す目録であったが、その後万治四年（一六六二）正月十五日の内裏炎上の際に焼失した禁裏本の目録とされた⁽⁴⁰⁾。この目録の「御棚之中」の「北方」に「類聚三代格」が見えるが、これは金沢文庫旧蔵本である可能性が高い。しかし、第一章で述べたように、桜町天皇の時期の禁裏文庫の状態を示す東山御文庫本『御本新加目録』（勅封二四―一―二）と同『禁裡御蔵書目録』（勅封一七四―二―二五）に金沢文庫旧蔵本の巻五・十二の二巻が「新加」として見え、さらに遡って後西天皇宸筆の東山御文庫本『御本御目録』（勅封一二〇―一三―二）の「甲上」の部分にも「三代格^{別箱入}」二巻（「別箱入」）の傍書は靈元天皇宸筆）と見えるので、万治四年（一六六二）に焼けたのは巻一・三・七・八の四巻のみだったと思われる。その時の焼失本の目録とされる菊亭（今出川）家旧蔵『禁裡御蔵書目録』に載っていないながら焼けなかった典籍・文書があることは既に指摘されており、田島公氏は内裏の池に投げ込まれて類焼を免れた例を紹介されているが、金沢文庫旧蔵本の巻五・十二の二巻に水を被った痕跡はないようであり、この場合は焼け残った後西天皇の御文庫に何らかの理由（天皇の御手許用か）で二巻だけ別置されていたために助かったという可能性が考えられるだろう。

このように、禁裏には万治四年（一六六二）正月の大火以前は六巻（巻一・

三・五・七・八・十二)、それ以後は二巻(巻五・十二)の金沢文庫旧蔵本が所蔵されていた。後西天皇が禁裏本の副本(新写本)を作成したのはこの大火以前であり、そうするとまだ禁裏文庫にあった金沢文庫旧蔵本六巻をなぜ東山十一冊本の親本にしなかったのかという点が疑問になる。第一章で取り上げた『葉室頼業日記』寛文六年(一六六六)三月二十四日条には後西上皇の言として「禁中之御記不_レ残写被_レ置候」とあるだけでなく、「其外諸家所持仕候御記、御借被_レ成候て、写被_レ置候」ともあり、親本を「禁中之御記」＝金沢文庫旧蔵本ではなく「諸家」に求めたとも考えられるが、そうした理由がよくわからず、今後の検討課題である。万治四年(一六六二)以前の禁裏文庫に金沢文庫旧蔵本以外の金沢文庫本系統の写本があり、それを親本にした可能性もなくはない。

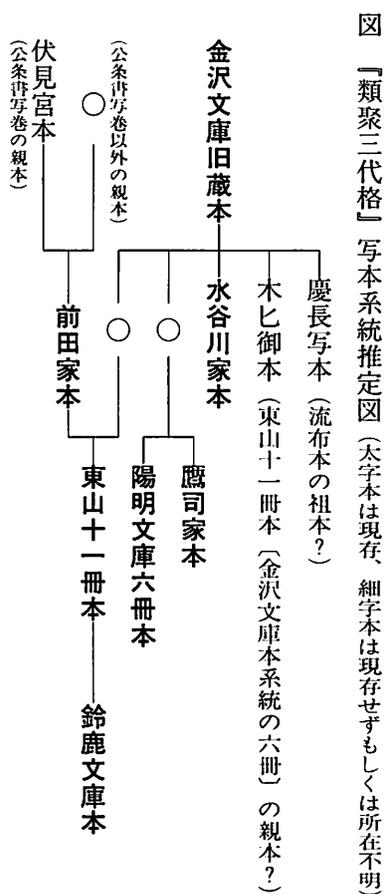
さて、東山十一冊本はBグループの五冊において親本の前田家本を忠実に写しており、Aグループの六冊においても親本を忠実に写していると見て良いと思われるが、そう考えた場合、東山十一冊本と書誌的特徴が一致する直接の親本と見なせるものは、これまで知られている『類聚三代格』の写本の中には見当たらない。⁽⁴⁴⁾ただし、勢多家本『類聚三代格』(宮内庁書陵部所蔵、九冊、巻一・三・五・七・八・十二)の金沢文庫本系統(流布本)の六冊と巻四・十五・十六の前田家本系統(鈴鹿文庫本を祖本とする)の三冊、江戸中・後期写)の金沢文庫本系統の六冊で勢多章武(一七五二―一八五三)が天保十四年(一八四三)から翌年にかけて校合に使用している「木ヒ御本」は現在所在不明の写本であるが、注目すべき特徴を有している。巻七の章武の校語によれば、「木ヒ御本」は「残本六冊」であり、綴じ込まれたり貼られたりしているその巻首部分・巻尾部分・勢多家本と本文の字配りの異なる部分(これは

巻一のみ)等の写しを金沢文庫旧蔵本(巻五・十二)・水谷川家本(巻一・三・五・七・八・十二)・鷹司家本(同上)と比較すると、この写本は金沢文庫旧蔵本の極めて忠実な転写本であったと推測され、おそらくは直接の転写本であったと見て良いと思われる。その忠実度の高さを示す顕著な例としては、奥書の部分で水谷川家本は写さず、鷹司家本は「判」としている北条実時の花押(巻一・三・五・八)や鷹司家本・水谷川家本が共に写していない清原俊隆(三四―三六)の花押(巻七)を模写している点を挙げることができる。この勢多家本の巻一に東山十一冊本にあった「奥書曰神祇事」の差紙及び「奥書云神封物事」の附箋(こちらは鈴鹿文庫本にもあり)と同内容の附箋が見られ、⁽⁴⁶⁾これらは筆跡からして「木ヒ御本」による校合の際に書写・貼付されたものと考えられる。ここから「木ヒ御本」と東山十一冊本が近い関係にあることがうかがえるが、前者は金沢文庫旧蔵本の奥書を完備しており、鼈頭標目も全巻にあったと思われるのに対し、後者には巻七・八の奥書が写されておらず(巻十二は金沢文庫旧蔵本に元々奥書なし)、鼈頭標目も巻七の後半部分にしかないという相違がある。このため「木ヒ御本」を東山十一冊本の直接の親本と見なすにはなお慎重であらねばならないが、とりあえず一つの可能性としてここに提示しておく。この「木ヒ御本」は「御本」という呼称から天皇・皇族ないし摂関家といった顕貴な身分の人物の所蔵本であったと思われるが、その所蔵者についても今後さらに調査を続けていきたい。⁽⁴⁷⁾

B前田家本系統の五冊(巻四・十四・十五・十六・二十)
前章の検討から、Bグループの東山十一冊本(五冊)の直接の親本は前田家本と考える良いと思われる。前田家本が三条西家から前田家へ入るのは江戸中期頃であるから、⁽⁴⁸⁾東山十一冊本が作成された十七世紀中葉にはまだ三条

西家にあった。Bグループの巻序はAグループのそれとは重複しないので、おそらく後西天皇は、まず金沢文庫旧蔵本の或る忠実な転写本を親本としてAグループの六巻を書写させ、次いでそれに欠けている巻の写本を所蔵していた三条西家から五巻を借り出してさらに書写させたと考えられる。この五巻の内、巻十四は金沢文庫本系統（十二巻本）の巻八の後半、巻二十は同じく巻十二の後半に当たり内容が重複するが、異なった巻序となっているので写されたのであろう。⁽⁵⁰⁾ また、金沢文庫本系統で欠けていて前田家本にある巻は他にもあるのにこの五巻だけが写されたのは、書写当時前田家本の中でこれらの巻の保存状態が比較的良く、写すことが可能だったという理由が考えられる。⁽⁵¹⁾ 前田家本の現状を見ても、全体に破損が多い中で（特に各巻の巻首の部分）、この五巻は他巻に比べて痛みが少ないようである。

前章と本章の検討結果を基に本稿で取り上げた写本の系統推定図を作成すると、以下のようになる。



おわりに

以上、三章にわたって東山御文庫十一冊本『類聚三代格』の紹介を行って来たが、最後に『類聚三代格』の諸写本の中で東山十一冊本の持つ意義について二点指摘して結びとしたい。

一点は、東山十一冊本の金沢文庫本系統の六冊（Aグループ）は流布本系統ではない比較的良質な本文を伝えており、金沢文庫旧蔵本の忠実な転写本である水谷川家本・鷹司家本・陽明文庫六冊本に次ぐ評価を与えることができるということである。そしてもう一点は、東山十一冊本の前田家本系統の五冊（Bグループ）は金沢文庫本系統にない巻として江戸後期以降に流布した巻四（二十巻本の巻序、十二巻本の巻二後半）・十五（同上、十二巻本の巻九前半）・十六（同上、十二巻本の巻九後半）の祖本である鈴鹿文庫本の親本であり、『類聚三代格』の写本系統上重要な位置を占めるものであるということである。

日本古代の法制史料の中で『類聚三代格』はその史料学的研究が比較的進んでいるが、なお検討すべき課題は多く残されている。本稿が『類聚三代格』の写本研究にいささかなりとも寄与するところがあれば幸いである。

表「類聚三代格」主要写本・刊本の巻序と篇目

十二巻本 の巻序		二十巻本 の巻序		篇目		金沢文庫 出蔵本		水谷川家本 鷹司家本		東山中冊本 鈴鹿文庫本		前田家本		印本		享祿本類聚 三代格		国史大系 前編新書題	
一	二	一	二	一 四祭并幣事 五神叙位并託宣事 六齋王事 七神宮司神主禰宣事 八科ノ職事 九神郡雜務事 十神社公文事	二 造仏々名事 三修法灌頂事	三 年分度著事	四 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事 四諸國講読師事 五僧尼禁忌事 六家人事	五 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	六 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	一	一	(一) (ナシ)	一上	一上	一	一	一	一	一
二	三	三	四	二 経論并法会前僧事 三修法灌頂事	三 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	四 年分度著事	五 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	六 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	二	二	(二) (ニ) (三) (ナシ)	二上	二下	二	二	二	二	二	二
三	四	四	五	三 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	四 年分度著事	五 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	六 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	七 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	三	三	(三) (四) (ナシ)	三上	三下	三	三	三	三	三	三
四	五	五	六	四 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	五 年分度著事	六 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	七 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	八 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	四	四	(四) (五) (ナシ)	四上	四下	四	四	四	四	四	四
五	六	六	七	五 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	六 年分度著事	七 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	八 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	九 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	五	五	(五) (六) (ナシ)	五上	五下	五	五	五	五	五	五
六	七	七	八	六 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	七 年分度著事	八 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	九 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	六	六	(六) (七) (ナシ)	六上	六下	六	六	六	六	六	六
七	八	八	九	七 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	八 年分度著事	九 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十一 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	七	七	(七) (八) (ナシ)	七上	七下	七	七	七	七	七	七
八	九	九	十	八 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	九 年分度著事	十 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十一 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十二 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	八	八	(八) (九) (ナシ)	八上	八下	八	八	八	八	八	八
九	十	十	十一	九 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十 年分度著事	十一 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十二 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十三 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	九	九	(九) (十) (ナシ)	九上	九下	九	九	九	九	九	九
十	十一	十一	十二	十 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十一 年分度著事	十二 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十三 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十四 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十	十	(十) (十一) (ナシ)	十上	十下	十	十	十	十	十	十
十一	十二	十二	十三	十一 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十二 年分度著事	十三 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十四 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十五 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十一	十一	(十一) (十二) (ナシ)	十一上	十一下	十一	十一	十一	十一	十一	十一
十二	十三	十三	十四	十二 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十三 年分度著事	十四 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十五 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十六 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十二	十二	(十二) (十三) (ナシ)	十二上	十二下	十二	十二	十二	十二	十二	十二
十三	十四	十四	十五	十三 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十四 年分度著事	十五 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十六 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十七 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十三	十三	(十三) (十四) (ナシ)	十三上	十三下	十三	十三	十三	十三	十三	十三
十四	十五	十五	十六	十四 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十五 年分度著事	十六 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十七 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十八 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十四	十四	(十四) (十五) (ナシ)	十四上	十四下	十四	十四	十四	十四	十四	十四
十五	十六	十六	十七	十五 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十六 年分度著事	十七 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十八 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	十九 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十五	十五	(十五) (十六) (ナシ)	十五上	十五下	十五	十五	十五	十五	十五	十五
十六	十七	十七	十八	十六 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十七 年分度著事	十八 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十九 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	二十 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十六	十六	(十六) (十七) (ナシ)	十六上	十六下	十六	十六	十六	十六	十六	十六
十七	十八	十八	十九	十七 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十八 年分度著事	十九 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	二十 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	二十一 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十七	十七	(十七) (十八) (ナシ)	十七上	十七下	十七	十七	十七	十七	十七	十七
十八	十九	十九	二十	十八 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	十九 年分度著事	二十 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	二十一 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	二十二 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十八	十八	(十八) (十九) (ナシ)	十八上	十八下	十八	十八	十八	十八	十八	十八
十九	二十	二十	二十一	十九 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	二十 年分度著事	二十一 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	二十二 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	二十三 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	十九	十九	(十九) (二十) (ナシ)	十九上	十九下	十九	十九	十九	十九	十九	十九
二十	二十一	二十一	二十二	二十 一國分寺事 二定額寺事 僧綱員位階并僧位階事	二十一 年分度著事	二十二 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	二十三 三定官員并官位ノ事 四定内外五位等級ノ事 五定秩限ノ事 六交替并解由事	二十四 一一分置諸國ノ事 二加減諸司官員并廢置事 三加減諸國官員并廢置事	二十	二十	(二十) (二十一) (ナシ)	二十上	二十下	二十	二十	二十	二十	二十	二十

七		六	
十二	十一	十	九 ^⑤
四諸使并公文事 五隱首括出浪人事 六正倉官舎事	公卿意見事 牧宰事 三郡司事	位禄季禄時服馬料事 七要劇月料事 八公廩事 九事力并交替丁事 十公糧事 十一聘物事	() () () ()
七		七	
十二 七下 テシタカ	十一 七上	十 六 (六)	九 六 (七)
十二		六	
七		六	

表の註

- (1) 本表は、飯田瑞穂「類聚三代格」の欠佚巻に関する一史料について（飯田瑞穂著作集3古代史籍の研究 中 新抄格勅符抄・秘府略・類聚三代格）吉川弘文館、二〇〇〇年、初出「日本歴史」二七〇、一九七〇年）所載の表、同「類聚三代格」巻第四の復原に関する覚書（飯田瑞穂著作集3古代史籍の研究 中 新抄格勅符抄・秘府略・類聚三代格）（前掲）、初出「中央大学文学部紀要」一一二（史学科二九）、一九八四年）所載の表、熊田亮介「解説」（狩野文庫本類聚三代格）吉川弘文館、一九八九年）所載の第二表などを基に作成した。
- (2) 金沢文庫旧蔵本は江戸中期以降に巻五・十二の各巻が上下に分巻され、現在巻五は上三十五紙・下二十七紙、巻十二は上三十四紙・下三十五紙（紙数は吉岡眞之「類聚三代格」（皇室の至宝11御物 書跡II）毎日新聞社、一九九二年）による）となっている。各巻の分巻の位置が前田家本と異なっているが、巻十二が「禁制事」の途中で分けられていることから、両巻共二十巻本の巻序を意識することなく、ほぼ等分に近くなるように（巻五は篇目の切れ目も考慮して）便宜的に二分されたものと考えられる。よって、十二巻本の巻五の「定官員并官位事」は前田家本の分け方に従って二十巻本の巻八に入れるべきであり、金沢文庫旧蔵本の分け方に従って二十巻本の巻七に入れる吉田孝「類聚三代格」（国史大系書目解題 上巻）吉川弘文館、一九七一年）の見解には従えない。
- (3) 前田家本の巻序は明治十年（八七）から翌年にかけての整理の際に同本に付けられた附箋による。その前後の括弧内の数字は同本の内題と與題に記された巻序であり、「ナシ」は内題ないし與題がないこと、「欠」は内題ないし與題の部分が欠けていることをそれぞれ示す。
- (4) 篇目上の数字は、前田家本の巻首の目録ないし本文の篇目の上に記されているものである。
- (5) 前田家本の重複・残簡の巻に「類聚三代格巻第六九」と記した断簡があり、渡邊寛「類聚三代格の基礎的研究」（芸林）二〇一三、一九六九年）、吉田孝「類聚三代格」（前掲）、熊谷公男「解題」（神道大系 古典編十 類聚三代格）神道大系編纂会、一九九三年）などが指摘するように、これは現在では失われた十二巻本の巻六前半（二十巻本の巻九の内題であると思われる。「室町末期が、降つても江戸初期」までこの巻及び同じく現在欠けている十二巻本の巻十中間部（二十巻本の巻十七中間部）が当時まだ三条西家にあった前田家本の中に存在したことについては、飯田瑞穂「類聚三代格」の欠佚巻に関する一史料について（前掲）参照。

十二		十一	
二十	十九	十八	十八
断罪贖銅事	禁制事	軍穀兵士領兵事 二統領選士衛卒衛士仕丁事 三健児事 四器仗事 五関并株候事 六夷并外番人事 七相撲事 八国飼并牧馬牛事 九駅伝事 十材木事	(欠)
十二下	十二上		
十二		十二	
十二下 (廿)	十二上 (十九)	十八 (十八)	十八
十二下	十二上		十八
二十	十九		十八

註

(1) 『類聚三代格』の史料学的研究は、一九六〇年代後半から吉田孝・渡邊寛・飯田瑞穂・熊田亮介・熊谷公男の各氏によって精力的に進められた。吉田孝「壘田永年私財法の基礎的研究」〔律令国家と古代の社会〕岩波書店、一九八三年、初出「壘田永世私財法の変質」〔日本社会経済史研究 古代中世篇〕吉川弘文館、一九六七年)、同「類聚三代格」〔国史大系書目解題 上巻〕吉川弘文館、一九七一年)、渡邊寛「類聚三代格の基礎的研究」〔芸林〕二〇一三、一九六九年)、同「類聚三代格の成立年代」〔皇学館論叢〕二一三、一九六九年)、同「類聚三代格の題頭標目」〔皇学館大学紀要〕八、一九七〇年)、同「類聚三代格の編纂方針」〔歴史教育〕一八八、一九七〇年)、同「令集解と格」〔皇学館大学紀要〕一〇、一九七二年)、同「類聚三代格の復原に関する若干の問題点」〔皇学館大学紀要〕一一、一九七二年、狩野文庫本「類聚三代格」〔東北大学附属図書館所蔵、一冊、巻一・二・三・四・五・六〔十二巻本の巻序〕の抄録本、室町写〕を初めて紹介した論文)、同「解題」〔天理図書館善本叢書 和書之部 第十三巻 古代史籍続集〕天理大学出版部、一九七五年)、飯田瑞穂「『類聚三代格』の欠佚巻に関する一史料について」〔飯田瑞穂著作集3 古代史籍の研究 中 新抄格勅符抄・秘府略・類聚三代格〕吉川弘文館、二〇〇〇年、初出「日本歴史」二七〇、一九七〇年)、同「『類聚三代格』巻第四の復原に関する覚書」〔飯田瑞穂著作集3 古代史籍の研究 中 新抄格勅符抄・秘府略・類聚三代格〕〔前掲〕、初出「中央大学文学部紀要」一一二〔史学科二九〕、一九八四年)、熊田亮介「類聚三代格復原に関する覚書」〔歴史〕四九、一九七六年)、同「『類聚三代格』の諸本についての覚書」〔律令国家の構造〕吉川弘文館、一九八九年)、同「解説」〔狩野文庫本類聚三代格〕吉川弘文館、一九八九年)、同「陽明文庫本『中右記』所載の『類聚三代格』(抄録)について」〔神道大系月報〕一一八、神道大系編纂会、一九九三年、この抄録については石井正敏「陽明文庫本『中右記』管見」〔陽明叢書記録文書篇 第七輯 月報〕一八、思文閣出版、一九八八年)も考察を加えて

いる)、同「『類聚三代格』の印本についての覚書」〔古代中世史料学研究 上巻〕吉川弘文館、一九九八年)、同「古代史料の調査―類聚三代格を中心として―」〔青森県史研究〕三、一九九九年)、熊谷公男「解題」〔神道大系 古典編十 類聚三代格〕神道大系編纂会、一九九三年)、同「類聚三代格」の校訂をめぐって」〔神道古典研究所紀要〕二、一九九六年)等参照。また、平成初年頃までの『類聚三代格』の史料学的研究の成果は、福井俊彦「格式研究の成果と課題」〔弘仁格の復原的研究 民部上篇〕吉川弘文館、一九八九年)、同「格式研究の成果と課題(二)」〔弘仁格の復原的研究 民部下篇〕吉川弘文館、一九九一年)、吉岡眞之「古代の史書と法典―史料学的研究の現状と課題―」〔古代文献の基礎的研究〕吉川弘文館、一九九四年、初出「史書と法典―史料学的研究の現状―」〔新編古代の日本10 古代資料研究の方法〕角川書店、一九九三年)にまとめられており、それ以降の研究で前記以外のものとしては竹ヶ原康弘「『類聚三代格』の『類聚意識』」〔史流〕三九、二〇〇〇年)がある。なお、善本の影印本の刊行によってその史料をめぐる研究環境が飛躍的に向上する例が多く見られるが、『類聚三代格』の写本の影印本としては、現在までに東寺観智院本(天理図書館善本叢書 和書之部 第十三巻 古代史籍続集)〔前掲〕、狩野文庫本(『狩野文庫本類聚三代格』〔前掲〕)、前田家本(『尊経閣善本影印集成37類聚三代格一』八木書店、二〇〇五年)、尊経閣善本影印集成38類聚三代格二(八木書店、二〇〇五年)、尊経閣善本影印集成39類聚三代格三(八木書店、未刊(二〇〇六年刊行予定))が出されている。

(2) 「丁沿革」(三三)の九尚蔵館年報・紀要』創刊号、一九九六年)。この所蔵先の変更については、田島公・小倉慈司・石田実洋「書評 皆川完一編『古代中世史料学研究』上巻・下巻」〔史学雑誌〕一一〇―七、二〇〇一年)で改めて指摘されている。

(3) 『類聚三代格』の写本の悉皆調査の結果をまとめた熊田亮介「『類聚三代格』の諸本についての覚書」〔前掲〕所載の第1表・第2表、同「解説」〔前掲〕所載の第四表に東山御文庫十一冊本は見えない。

- (4) 前田家本系統の五冊の巻序は二十巻本のものである。熊谷公男「解題」(前掲)、同「類聚三代格」の校訂をめぐって」(前掲)が述べるように、「類聚三代格」は十二巻本が本来の姿で、二十巻本はそれを二次的に分割したものであるから、十二巻本の巻序に統一するのが望ましいのだが、本稿では便宜的に東山十一冊本と後述の鈴鹿文庫本に従って二十巻本の巻序のままにしておく。「類聚三代格」諸本の巻序については、「表」「類聚三代格」主要写本・刊本の巻序と篇目」参照。
- (5) 靈元天皇外題のものが多くは、それらが後西上皇から素表紙のままもしくは料紙だけの未綴の状態です。靈元天皇へ贈進され(この贈進については後述)、その後天皇によって表紙が付けられて外題が書き込まれたという可能性が考えられるだろう。
- (6) 「葉室頼業日記」の概要については、本田慧子「葉室頼業日記」(『日本「日記」総覧』新人物往来社、一九九四年)参照。
- (7) 寛文六年(二六六)の後西上皇による禁裏への新写本の贈進については、是澤恭三「東山御文庫御秘蔵の御湯殿上日記の由来」(『歴史と国文学』一八一四、一九三八年)、本田慧子「葉室頼業日記」(前掲)、吉岡眞之「東山御文庫本『続日本紀』の周辺」(『続日本紀研究』三〇〇、一九九六年)、田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・古記録研究のために―」(『日本社会の史的構造 古代・中世』思文閣出版、一九九七年)、同「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(『禁裏・公家文庫研究 第一輯』思文閣出版、二〇〇三年、初出「皇室の至宝 東山御文庫御物5」毎日新聞社、二〇〇〇年、再録「東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究」一九九八年度～二〇〇〇年度科学研究所補助金(基盤研究(A)(2))研究成果報告書、東京大学史料編纂所、二〇〇一年)等参照。
- (8) この「禁裏贈進本目録」の「三代格」同(一冊)が、後掲の④「禁裏御蔵書目録」の「律令格式 一合」の箱、さらには現在の「律令格式」の箱につながる

- ものであることは、田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・古記録研究のために―」(前掲)で既に比定されている。
- (9) 田島公「御文庫記録目録(勅封五九―三―一一)」「(皇室の至宝 東山御文庫御物1)毎日新聞社、一九九九年)、同「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(前掲)。
- (10) 田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・古記録研究のために―」(前掲)、同「禁裏御蔵書目録(勅封一七四―一―二五)」「(皇室の至宝 東山御文庫御物5)毎日新聞社、二〇〇〇年)、同「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(前掲)。なお、本目録は山崎誠「禁裏御蔵書目録考証稿(四) 東山御文庫蔵『禁裏御蔵書目録』」(『国文学研究資料館文献資料部 調査研究報告』一七、一九九六年)で全文翻刻されている。
- (11) 田島公「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(前掲)。本目録の位置付けについては、他に田島公「禁裏御蔵書目録(勅封一七四―一―二五)」「(前掲)、北啓太「明治以後における東山御文庫御物の来歴」(『禁裏・公家文庫研究 第一輯』(前掲)、初出「皇室の至宝 東山御文庫御物5」(前掲)、再録「東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究」(前掲)、飯倉晴武「史料編纂所所蔵「東山御文庫目録」と現御文庫目録との関係」(『東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』(前掲)、同「中・近世公家文庫の内容と伝来」(『日本中世の政治と史料』吉川弘文館、二〇〇三年、初出「東北地区大学図書館協議会誌」五三、二〇〇二年)等参照。
- (12) 「明治天皇紀」明治五年(二八三)八月十四日条。
- (13) 飯倉晴武「史料編纂所所蔵「東山御文庫目録」と現御文庫目録との関係」(前掲)。文科大学史料編纂掛による東山御文庫の調査については、山田邦明「史料編纂掛の東山御文庫調査とその開始」(『東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』(前掲)参照。

(14) この目録では「律」の外題を後西天皇宸筆とするが、既述のように靈元天皇宸筆と見るべきである。

(15) 大正七年(一九一八)調の「干支宸翰目録」(宮内庁書陵部所蔵、三冊、函架番号 明・五四九、大正十三年(一九二四)三月、侍従職本を臨時帝室編修局が書写したもの)の第三冊、「酉印」の長持の中の「第貳拾六號」の箱にこの金沢文庫旧蔵本「類聚三代格」二卷(四軸、十八世紀前半頃に「律令格式」の箱に収められて以降、巻五・十二の各巻が分巻されたことがわかる)が見える。北啓太「明治以後における東山御文庫御物の来歴」(前掲)によれば、干支宸翰十二箱はかなりの部分が孝明天皇(一八三〇―一八六八)の宸翰あるいは御手許の文書類と見なせることであり、孝明天皇が金沢文庫旧蔵本を「律令格式」の箱から取り出して御手許に置いていた可能性が高い。孝明天皇は古代の法制に関心が高かったようで、東山御文庫には天皇が外題を記した『令義解』の版本(慶安三年(一六五〇)刊本(いわゆる京本)の嘉永元年(一八四〇)重刊本、四冊、勅封一四一―一三六)もある。大正十三年(一九二四)から昭和二年(一九一七)にかけての東山御文庫の整理の際に干支宸翰十二箱は現在の勅封番号一六八番から一七九番とされたのだが、この金沢文庫旧蔵本「類聚三代格」二卷(四軸)は同じ「第貳拾六號」の箱に入っていた金沢文庫旧蔵本「西宮記」(恒例正月、一卷)及び「新任弁官抄」(一卷)と共に勅封に移行せず、東山御文庫別置御物(いわゆる東山御文庫の別置本)として狭義の東山御文庫本とは別に保管されて来た。そして「はじめに」で述べたように、金沢文庫旧蔵本「類聚三代格」は金沢文庫旧蔵本「西宮記」や「新任弁官抄」と共に平成元年(一九九〇)に御物から国有財産となり、現在宮内庁三の丸尚蔵館の所蔵となっている。

(16) 北啓太「明治以後における東山御文庫御物の来歴」(前掲)によれば、「律令格式」の箱を含む旧勅封一〇〇番(現在の東山御文庫の勅封番号一番から一〇〇番まで)の整理が最終的に完成するのは明治三十八年(一九〇五)である。

(17) 鈴鹿文庫本「類聚三代格」について初めて詳しく論じたのは熊田亮介「類聚三代格」の諸本についての覚書(前掲)であり、同「解説」(前掲)で

も当本に触れている。また、熊谷公男「解題」(前掲)も当本の書誌について簡潔に述べている。

(18) 鈴鹿文庫本「類聚三代格」のマイクロフィルムが国文学研究資料館に所蔵(請求番号 一五七―一六八―二二二、N二二五八)され、閲覧可能である。

(19) 熊谷公男「解題」(前掲)は江戸期書写とする。鈴鹿文庫本「類聚三代格」巻十六(二十巻本の巻序)の巻頭の目録の部分に「三代格第十六筆者名」との朱書がある包紙にくるまれた黄色の紙片が挿まれており、その紙片に「平松三位時行御御筆」と墨書されている。この記述が正しければ、鈴鹿文庫本の出所や書写年代に関する極めて重要な情報となるのであるが、平松時行(一七四一―一七六六)自筆の『時行私記』(京都大学附属図書館所蔵、二冊、請求番号 平松旧蔵本・第三門・ト―5)の筆跡と鈴鹿文庫本の巻十六(巻十五も同筆)のそれとを比較した結果、両者は明らかに異筆であり、紙片の記述に信をおくことはできないと考える。

(20) 鈴鹿連胤については、佐伯有義「鈴鹿連胤翁の伝」(『全国神職会会報』二七、一九〇一年)、鈴鹿三七「鈴鹿連胤略伝」(『異本今昔物語抄 附鈴鹿連胤略伝』鈴鹿三七、一九二〇年)、福田安典「愛媛大学鈴鹿文庫・鈴鹿連胤関係資料について」(『国文学研究資料館紀要』二八、二〇〇二年)等参照。

(21) 大和文華館所蔵の鈴鹿文庫本の来歴については、福田安典「愛媛大学鈴鹿文庫・鈴鹿連胤関係資料について」(前掲)参照。

(22) 伴信友本(小浜市立図書館所蔵、八冊(巻二・三は合冊)、巻一・二・三・五・七・八・十二・十五・十六、江戸写)の巻十五・十六(この二巻の親本は鈴鹿文庫本)を書写した黒川春村本(無窮会図書館神習文庫所蔵、二冊、巻十五・十六、弘化三年(一八四六)写)の巻十六の奥書では伴信友本の親本を「所出自南都古刹之本」としている。伴信友(一七三三―一八〇六)と黒川春村(一七九一―一八六六)は交流があり、春村は伴信友本の親本が鈴鹿文庫本であることは知っていたと思われる。熊田亮介「類聚三代格」の諸本についての覚書(前掲)が指摘するように、この記載は鈴鹿文庫本の出所に関わるものである

可能性がある。ちなみに、鈴鹿本『今昔物語集』(国宝、京都大学附属図書館所蔵、九冊、巻二・五・七・九・十・十一・十七・二十七・二十九、平安末期写)は、天保四年(一八三三)から同十五年(一八四四)までの間に連胤が奈良附近の古寺(興福寺説が有力)から入手したものである。

(23) 渡邊寛「解題」(前掲)は近世初頭の書写、熊田亮介「古代史料の調査―類聚三代格を中心として―」(前掲)は江戸初期の書写、熊谷公男「解題」(前掲)、同「類聚三代格」の校訂をめぐって(前掲)は江戸中期の書写とするが、ここでは熊田説に従う。

(24) 宮内庁書陵部「類聚三代格 三十巻」(『図書寮典籍解題 続歴史篇』養徳社、一九五一年)、熊田亮介「解説」(前掲)、同「古代史料の調査―類聚三代格を中心として―」(前掲)、熊谷公男「解題」(前掲)、同「類聚三代格」の校訂をめぐって(前掲)は江戸中期の書写とし、渡邊寛「解題」(前掲)は近世初頭の書写とするが、ここでは前者に従う。

(25) 熊田亮介「古代史料の調査―類聚三代格を中心として―」(前掲)。一例を挙げれば、金沢文庫旧蔵本の巻五の本文に多く見られる文字の上げ下げの指示符を水谷川家本は全てそのまま忠実に写しているが、鷹司家本は指示符を写さず、その指示に従って文字の位置を直して写している。東山十一冊本と鈴鹿文庫本はここでは鷹司家本と同じである。

(26) 熊谷公男「解題」(前掲)が鈴鹿文庫本の「十二巻本系統は金沢文庫本の転写本であるが、流布本系統ではない」と既に指摘している。一例を挙げれば、「斎宮主神司」に関する延暦十九年(八〇〇)十一月三日付太政官符(巻一、神宮司神主禰宜事)の一行目(「太政官符」)が流布本系統の諸本では落ちているが、水谷川家本・鷹司家本や東山十一冊本・鈴鹿文庫本では落ちていない。

(27) 「応_レ以_レ女_レ為_レ禰宜事」の事書を持つ貞観十年(八六八)六月二十八日付太政官符(巻一、神宮司神主禰宜事)の末行(「貞観十年六月廿八日」)、「定僧綱并十五大寺三綱法華寺鎮等從僧_レ并可_レ充_レ童子食事」の事書を持つ延暦十七年(七九六)六月十四日付太政官符(巻三、僧綱員位階并僧位階事)の本文の末行

(「以後永為_レ恒例」)、「応_レ速言_レ上国司并史生等服解死闕事」の事書を持つ嘉祥元年(八六〇)十二月十三日付太政官符(巻七、牧宰事)の末尾二行(「前例／嘉祥元年十二月十三日」)。

(28) 「応_レ拘留_レ不_レ進_レ義倉三位以上家司季祿事」の事書を持つ元慶五年(八八二)六月九日付太政官符(巻八、義倉事)の十一行目(「来年三月一日移送三省_レ其後所進義」)、「応_レ便割_レ周防国田租殺_レ充_レ鑄錢料雜物直事」の事書を持つ寛平八年(八六六)三月四日付太政官符(巻八、鑄錢事)の二十五行目(「足矣況無損年寧無餘剩_レ乎但被_レ諸国」)。鷹司家本は落とした文字を、前者は上部の余白、後者は行間にそれぞれ書き込んでいるが、その筆跡は本文とは異なるように思われる。

(29) 金沢文庫旧蔵本の現存する巻五・十二に裏書はないが、東山十一冊本の「^{裏書}神祇事」という差紙と「^{裏書}神封物事」という附箋(こちらは鈴鹿文庫本にもあり)から、巻一には裏書があったと推測される。金沢文庫旧蔵本の忠実な転写本である水谷川家本や鷹司家本はそれを写していないことになる。

(30) 熊田亮介「類聚三代格」の諸本についての覚書(前掲)は、鈴鹿文庫本の巻五は金沢文庫旧蔵本の「比較的忠実な写本」だが、「金沢文庫旧蔵本の原本を転写したものかどうかは今のところ不明」としている。

(31) 熊田亮介「古代史料の調査―類聚三代格を中心として―」(前掲)は、「水谷川家旧蔵本が金沢文庫旧蔵本を直接転写したものかどうかは今のところ決め手に欠ける」と慎重な姿勢を執っている。

(32) 熊田亮介「古代史料の調査―類聚三代格を中心として―」(前掲)によれば、陽明文庫六冊本(陽明文庫所蔵、六冊、巻一・三・五・七・八・十二、函架番号 近・一七五・一、江戸写)も金沢文庫旧蔵本の忠実な転写本で、「陽明文庫六冊本と鷹司家旧蔵本とは共通の祖本をもとに書写されたものと推定できるが、その祖本は金沢文庫旧蔵本そのものではなく、金沢文庫旧蔵本の転写本であった可能性が高い」という。

(33) 享祿元年(一五元)から翌々年にかけて三条西公条(四六七―一五三)が書写し

た巻一下・四・七上・十（いずれも十二巻本の巻序）の四巻以外の諸巻について、吉田孝「類聚三代格」（前掲）は「江戸時代の写本らしい」とし、飯田瑞穂「『類聚三代格』巻第四の復原に関する覚書」（前掲）、熊谷公男「解題」（前掲）、同「『類聚三代格』の校訂をめぐって」（前掲）は公条書写の四巻より写しが先行するとするが、ここでは後者に従う。書風から見ればこれらの諸巻も飯田論文の言うように室町期の書写と思われる。ここで本稿の主題からは外れるが、議論がある公条書写の四巻の親本について言及しておきたい。その親本は巻四・十（いずれも十二巻本の巻序）の奥書から「竹園御本」であったことが知られるが、和田英松「類聚三代格 三十巻」（『本朝書籍目録考証』明治書院、一九三六年）はこれを「伏見宮邦高親王の御筆なる、伏見宮家の御蔵本」とし、吉田孝「類聚三代格」（前掲）は単に「伏見宮蔵本」とする。これに対し熊田亮介「『類聚三代格』の諸本についての覚書」（前掲）は「竹園」は勝仁親王（後柏原天皇）をさす可能性があらう」とする。公条が奥書を記した享祿元年（一五六）の二年前に後柏原天皇（一四四一―一五〇六）は在位のまま亡くなっており、「竹園」に皇親を指す広い意味はあっても、前天皇の蔵書を「竹園御本」と称したとは考えにくいので、熊田説には従えない。公条の父三条西実隆（一四五七―一五二七）の日記『実隆公記』には伏見宮家ないしは当時の伏見宮家の当主を指して「竹園」と称している例が見られるので、やはり「竹園御本」は伏見宮家の所蔵本と考えるべきであろう。田島公「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷―蔵書目録の紹介と収蔵品の行方―」（『東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』（前掲）、同「典籍の伝来と文庫 古代・中世の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵を中心に」（『日本の時代史30歴史と素材』吉川弘文館、二〇〇四年）で明らかにされたように、伏見宮家の蔵書目録である『御記惣目録』（十四世紀末から十五世紀初めのもの）に「一 三代格」、同じく『即成院預置御文書目録』（応永二十四年（一四七五）のもの、『看聞日記』巻七の紙背）に「一々 三代格」と見え、十四世紀末から十五世紀前半に同家に『類聚三代格』の写本があったことが確認でき、公条が書写した「竹園御本」はこれだったと

考えられる。よって、和田氏が「伏見宮邦高親王の御筆なる」とされた部分は訂正を要する。巻四（十二巻本の巻序）の本奥書にあるように、この「竹園御本」が治承三年（一一七三）書写のものであり（この点は熊田説の通り）、十二巻本系統であったことも既に指摘されているが（吉田孝「類聚三代格」（前掲）、熊田亮介「『類聚三代格』の諸本についての覚書」（前掲）、熊谷公男「解題」（前掲）、同「『類聚三代格』の校訂をめぐって」（前掲）、現在失われてしまったこの写本が欠佚巻のない完本であったかどうかは不明である。

(34) 現在前田家本は各巻の巻頭部分が多く破損しているが、東山十一冊本・鈴鹿文庫本では文字の残っている箇所がある。また、巻四（二十巻本の巻序）の「応仁分定年料度者数并学業事」の事書を持つ延暦二十五年（八六六）正月二十六日付太政官符（年分度者事）や「応仁改試花嚴宗年分度者論疏事」の事書を持つ仁寿元年（八五〇）五月二十一日付太政官符（同上）も同様である。

(35) 豊臣秀次の古典籍蒐集については、岡田正之「豊臣秀次の事に就きて」（『史学雑誌』四―三八、一八九三年）、藤本孝一「豊臣秀次の古典籍蒐集」（『徳川黎明会叢書月報』一一、思文閣出版、一九九三年）、諏訪勝則「関白秀次の文芸政策」（『栃木史学』九、一九九五年）、小和田哲男「文化人・芸術家としての秀次」（『豊臣秀次 「殺生関白」の悲劇』PHP研究所、二〇〇二年）等参照。

(36) 『言経卿記』文禄二年（一五六三）四月九日・十三日条。石上英一「令義解」金沢文庫本の成立」（『日本古代史料学』東京大学出版会、一九九七年、初出「奈良平安時代史論集 下巻」吉川弘文館、一九八四年）、熊田亮介「『類聚三代格』の諸本についての覚書」（前掲）、吉岡真之「『類聚三代格』（『皇室の至宝11御物 書跡II』毎日新聞社、一九九二年）参照。

(37) 『駿府記』慶長十九年（一六四四）十一月十日条。近藤正斎「右文故事」巻一・七（『近藤正斎全集 第二』国書刊行会、一九〇六年）参照。

(38) 石上英一「令義解」金沢文庫本の成立」（前掲）、熊田亮介「『類聚三代格』の諸本についての覚書」（前掲）。吉田孝「類聚三代格」（前掲）、熊田亮介

「陽明文庫本『中右記』所載の『類聚三代格』(抄録)について」(前掲)、熊谷公男「解題」(前掲)、同「類聚三代格」の校訂をめぐる(前掲)はこの時作成された慶長写本が流布本の祖本であるとするが、江戸幕府の紅葉山文庫に所蔵されていた慶長写本は明治六年(二八三)の皇居の火災で焼失しており(福井保「明治六年秘閣焼失書目」〔内閣文庫書誌の研究〕青裳堂書店、一九八〇年、初出「北の丸」七、一九七六年)、同「明治以後の紅葉山文庫本」〔紅葉山文庫―江戸幕府の参考図書館―郷学舎、一九八〇年)、この点についてはさらなる検討が必要である。

(39) 『泰重卿記』元和三年(二六七)十月二十六日条。吉岡眞之「類聚三代格」(前掲) 参照。

(40) 菊亭(今出川)家旧蔵『禁裡御蔵書目録』については、福田秀一「大東急記『禁裡御蔵書目録』について」(かがみ)六、一九六一年)、長澤規矩也「解題」(大東急記念文庫善本叢刊 近世篇 第十二巻 書目集二 汲古書院、一九七七年)、山崎誠「禁裡御蔵書目録考証稿(一)」『桂宮御蔵書目録』(翻刻)〔国文学研究資料館文献資料部 調査研究報告〕九、一九八八年)、同「禁裡御蔵書目録考証稿(二)」〔国文学研究資料館文献資料部 調査研究報告〕一〇、一九八九年)、同「禁裡御蔵書目録考証稿(三)」〔国文学研究資料館文献資料部 調査研究報告〕一一、一九九〇年)、田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・古記録研究のために―」(前掲)、同「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(前掲)、同「典籍の伝来と文庫 古代・中世の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵を中心に」(前掲)等参照。特に田島氏の三論文に詳しい。なお、『大東急記念文庫善本叢刊 近世篇 第十一巻 書目集一』(汲古書院、一九七七年)に当目録の影印が収録されている。

(41) 東山御文庫本『御本御目録』については、田島公「御本御目録」(勅封二二〇―二三二二)〔皇室の至宝 東山御文庫御物4〕毎日新聞社、二〇〇〇年) 参照。

(42) 山崎誠「禁裡御蔵書目録考証稿(三)」(前掲)、田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・古記録研究のために―」(前掲)、同「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(前掲)。

(43) 田島公「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために―」(前掲)。

(44) 『類聚三代格』の写本の悉皆調査の結果をまとめた熊田亮介「『類聚三代格』の諸本についての覚書」(前掲) 所載の第1表・第2表、同「解説」(前掲) 所載の第四表参照。

(45) 勢多家本については、熊田亮介「『類聚三代格』の諸本についての覚書」(前掲) 参照。「木ヒ御本」との校合以外でも、巻三には東寺観智院本(重要文化財、天理大学附属天理図書館所蔵、一巻、巻三(十二巻本の巻序)、文永五年(三三六)以前写)の奥書を写し、巻五・十二には勢多章甫(八三一六)が安政五年(二八五)に金沢文庫旧蔵本と校合した旨の校語を記して同本の巻首・巻尾(巻十二では「応禁止五位以上及孫王輒出畿内事」の事書を持つ寛平七年(八九五)十二月三日付太政官符(禁制事)の一部)を模写した料紙を綴じ込むなど、明法家勢多家歴代の研究の跡を示す注目すべき写本である。

(46) 前者のタイトル傍書の「日」と後者のタイトルの傍書の「云」の文字が勢多家本の附箋にないが、それ以外は同内容である。

(47) 「木ヒ御本」(六冊)は撰閲家の一つである一家家の所蔵本だった可能性がある。 「木ヒ」は一家家を示す「桃花」の語の「桃」から「木」、「花」から「ヒ」を取ったもので、勢多章武がこの本を校合に使用した時、一家家の所蔵本であることを明らかにできない何らかの理由があつて、校語に「木ヒ御本」と符丁のように記しておいたのではなからうか。明治初年に一家家が作成した同家の蔵書目録の写しと思われる『一家家書籍目録』(東京大学史料編纂所蔵、一冊、請求番号 RS四一〇〇―一〇五)に「類聚三代格 六々」^(冊)とあり、章武が校合を行った天保十四年(二八四)から翌年に一家家に六冊本の『類聚三

代格」があつたことはほぼ確実である。なお、一条家の文庫は昭和二十年(二五五)三月十日の東京大空襲で罹災し、この六冊本の「類聚三代格」も現存しない模様である。「一条家書籍目録」については、武井和人「一条家を支へた古典籍——一条家の蔵書——」(『中世古典学の書誌学的研究』勉誠出版、一九九九年、初出『国語と国文学』六九—五、一九九二年)、同「一条家の蔵書——二つの蔵書目録から——」(『中世古典学の書誌学的研究』(前掲)、初出「一条家の蔵書・上——二つの蔵書目録から——」(『研究と資料』三三—、一九九四年)があり、同「東京大学史料編纂所所蔵『一条家書籍目録』」(『中世古典学の書誌学的研究』(前掲)、初出「一条家の蔵書・中之上・下——二つの蔵書目録から——」(『研究と資料』三三—三四、一九九五年))で翻刻が行われている。

(48) 飯田瑞穂「『類聚三代格』巻第四の復原に関する覚書」(前掲)。

(49) 飯田瑞穂「『類聚三代格』の欠佚巻に関する一史料について」(前掲)で紹介された「卷子本類聚三代格調書」(前田育徳会尊経閣文庫所蔵、十六点)の中の書類一点は「室町末期か、降つても江戸初期、おそらく前田家に入る以前の卷子本『三代格』に関する記録」であるが、これによると書類作成当時前田家は欠佚巻のない完本であつた可能性が高い。

(50) 前田家本の巻十二(内題の巻序(二十巻本)、十二巻本の巻七後半)・十三(内題の巻序(二十巻本)、十二巻本の巻八前半)・十九(内題・奥題の巻序(二十巻本)、十二巻本の巻十二前半)も金沢文庫本系統と内容が重複しながら巻序が異なっている巻であるが、この三巻は写されていない。後述のように、これらの巻は当時書写するのが困難な保存状態だった可能性があるだろう。現状を見ると、特に巻十九の巻頭・巻尾の破損が大きい。

(51) 金沢文庫本系統になく前田家本にある巻のうち、東山十一冊本で写されなかったのは巻二(内題の巻序(十二巻本)、前半の三篇目のみ)・四(奥題の巻序(十二巻本)・六(同上)・十(内題の巻序(十二巻本)・十七(奥題の巻序(二十巻本)・十八(同上)の六巻であるが、これらの諸巻は明治に入ってから『享禄本類聚三代格』(五冊(巻六・十は合冊)、前田利嗣、一八八五年)

として刊行された。その序文である川田剛「享禄本類聚三代格序」は明治の整理作業(飯田瑞穂「『類聚三代格』巻第四の復原に関する覚書」(前掲)は「明治十年・同十一年ごろのこと」で、整理担当者は川田剛(二八三—二八六)・栗田寛(二八三—二八九)・飯田武郷(二七三—二七六)等とする)以前の前田家本の状態について「竊紙断牋。前後錯乱」と記している。また、栗田寛「前田家類聚三代格記」(静嘉堂文庫所蔵(瑞忠韶旧蔵本)、一冊、明治十二年(二八七)稿、東京大学史料編纂所にその写本の「前田家類聚三代格考」(一冊、請求番号二〇五六—八四、明治二十一年(二八八)写)あり)にもこの整理以前の前田家本の状態と思われる「中ニハ竊損多クテ読トキ難キモアリ、又紙縫ノ断爛ニナリテ前後錯雑レ、接続ノ定カナラヌモアルヲ」との記載がある。

(52) 陽明文庫六冊本の詳細については、熊田亮介「古代史料の調査——類聚三代格を中心として——」(前掲)参照。

(53) まず、おそらくは十八世紀中葉頃に鈴鹿文庫本から巻四が転写されて流布し、さらに天保十五年(二八〇)の伴信友による同本の「発見」を契機にこれを祖本とする巻十五・十六が流布していく。なお、前田家本から直接の転写本が作成されるようになるのは明治に入ってからである。前田家本系統の流布の過程については、熊田亮介「『類聚三代格』の諸本についての覚書」(前掲)参照。(平成十七年(二〇〇五)九月二十五日稿)

〔付記〕東山御文庫十一冊本「類聚三代格」の調査は主にモノクロ紙焼写真によつたが、平成九年(一九九七)十月に当本を調査された小倉慈司氏の調査メモも参照させていただいた。小倉氏に感謝申し上げます。また、鈴鹿文庫本「類聚三代格」の調査は平成十七年(二〇〇五)九月二十一日に大和文華館で行つた。閲覧を御許可いただいた大和文華館に感謝申し上げます。なお、本稿は平成十五・十七年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1)一般)「類聚三代格の復原的研究」(研究代表者 熊田亮介秋田大学教育文化学部教授)による研究成果の一部である。